

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

(令和7年9月30日、消防危第212号消防庁次長通知)

危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとされました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/Obe221e074b0a0141a75b94b1b07208aa2dd31d4.pdf>